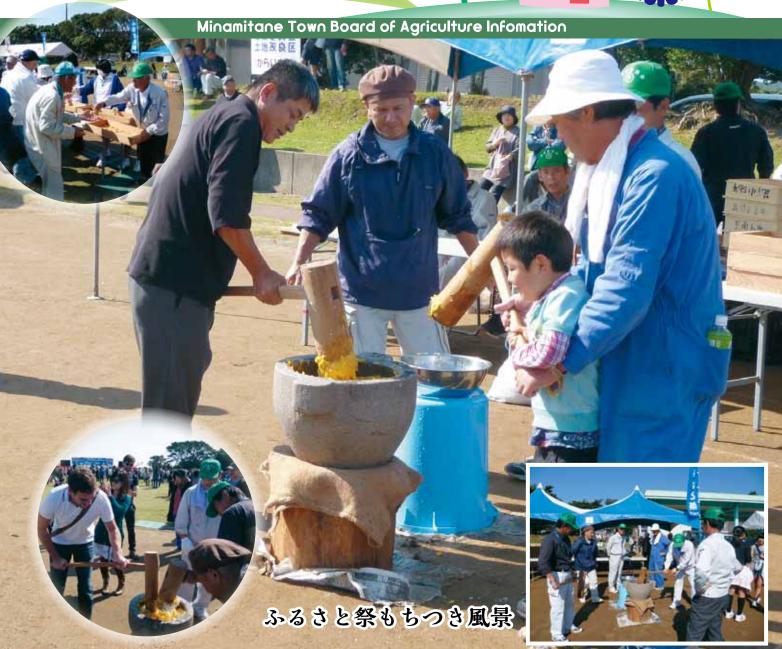
みなみたね 農業理員会だより

第58号 平成28年1月発行 南種子町農業委員会





平成 28 年 現地調査・定例総会予定表

			<u> </u>	たけがなる。 たな				
	申請書 締切り	現	地 調	査	定	例	総	会
月	\Box	В	曜日	時間	В	曜日	時間	場所
1月	12/19	7	木	9:00	19	火	9:30	1 F東
2月	1/25	5	金	9:00	15	月	9:30	1 F東
3月	2/25	7	月	9:00	16	水	9:30	1 F東

※ 日程については、変更する場合もあります。 4 月以降は未定です。

場所:南種子町研修センター



南種子町農業委員会 会長 戸石 助美

新年あけましておめでとうございます。

ご家族お揃いで、輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上 げます。

2015年8月28日、改正農協法が参議院本会議で可決、成立しました。

全国農業協同組合中央会を一般社団法人化するなどが改正の主 たる内容であります。あわせて「農業委員会等に関する法律」(以 後、「農業委員会法」も改正され農業委員の選出方法を公選制か ら市町村長による任命制にすること、新たに農地利用最適化推進 委員をおくこと、全国農業会議所および都道府県農業会議の系統

組織を一般社団法人とし、農業委員会ネットワーク機構に改めること等が主な内容であります。

本町におきましては、平成29年度よりの施行を目指し準備を進めてまいります。 昨年を振り返りますと、早期水稲は、1等米比率11%、でん粉用さつまいもは、 反収53俵、H27/28年期さとうきび反収見込み量は、4,650kg前年比 94%と依然として厳しい状況にありました。

農業を取り巻く環境は、担い手の減少と高齢化、耕作放棄地の増大、農業所得の減少、関税撤廃を原則とするTPP交渉への対応策等攻めの対策が必要となっております。

農業委員会に課せられた使命は、農業を成長産業として位置づけ、農業所得を増やし、農業・農村を元気にすることが最大の目的と考えます。今後とも各種補助事業を活用し、農地の利用集積の促進、担い手農家への農地の集積、認定農業者への経営確立の支援、遊休農地や違反転用の発生防止・解消のため農地パトロールなど「人と農地」対策を中心に、農地基本台帳の整備を実施し、農地基本台帳及び農地地図システムを活用した地域農業振興に取り組んでまいります。

皆様の変わらぬご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今年の豊作と皆様のご健康をご祈念申し上げ、新年のご挨拶と致します。

南種子町農業委員名簿

						-	
氏	名	担当地区	TEL	氏	名	担当地区	TEL
戸石 < 会		西之(官造牧・砂坂・野尻・ 木原・小田・前之原・下西目)	26-6829	中里	安男	下中 全域	26-6249
石堂 がく 職務値	かよ子 代理 >	茎永 全域	26-7645	西田	暁	平山 全域	26-7372
高田 <農地語		西之 (野大野・上瀬田・ 田代・平野・本村・崎原)	26-6820	中峰	義哉	西海 全域	26-2426
古市	道則	長谷 全域	26-0524	寺田	誠	上中(大宇都・上之平・ 本町・共栄・新栄町・河内)	26-6389
池亀	昭次	島間(仲之町・田尾)	26-4260	白川 〈振興	秋信 部長)	上中(焼野・上野・山崎 ・仲西・西之町)	26-2050
小山	重和	島間(向方・大久保・ 小平山)	26-4667				

※ 農地に関する相談等は、各地区担当の農業委員へ!

南種子町農業委員会の主な活動内容

農業委員会活動は、農業者の公的代表として、農業生産の基盤となる農地を貴重な資源と位置づけ、農地を守り有効利用を図るため、定期的に農地パトロールを実施し、耕作放棄地の調査・遊休農地の解消、無断転用の防止に努めております。

法令業務としまして、農地の権利移動や農地転用などの許認可につきまして制度の適 正な運用を図り公正・公平な審議に努めております。

【主な活動】

- 現地調査と定例総会 (毎月5日頃現地調査,15日頃定例総会)
- 農地法関係(3条・4条・5条)届けで受理 (農地の有効利用・農地の貸借、所有権移転・転用の正規な手続き。)
- 農地の流動化 (農地中間管理事業の推進に関する法、農地の効率的利用促進)
- 農地調査・農地基本台帳整備事業 (農地意向調査・農地基本台帳調査・農地情報の公表)
- 耕作放棄地・遊休農地の調査と解消 (農地相談員1名、農地利用状況調査協力員11名の 配置)
- 標準農作業料金・平均農地賃貸料の情報提供
- 農業者年金加入推進(受給者の年金友の会組織活動)
- 農の雇用事業窓口(新規就農者育成)
- 担い手・認定農業者支援対策
- 情報提供(全国農業新聞購読の推進)



平成 27 年度認定農業者と語る会

農地の相談は、ご気軽に農業委員会へお問い合わせください。

~農地を守るために!~ 農地パトロールを実施!

農業委員会は農地の公的管理主体として、食料の生産基盤である優良農地の確保と有効利用の促進を図っていくことが求められています。このため、当農業委員会は毎年農地パトロールを実施しており、今年度は5月と11月に実施しました。

この取り組みは、農地の利用状況を確認し、遊休農地・耕作放棄地の解消など農地を有効利用する為の活動の一環としてパトロールを行うものです。また、無断転用や不法投棄されている農地はないか調査し、これらの農地について是正指導を行うこととしています。



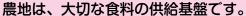


農地の転用には許可が必要です。

農地の無断転用はぜったいダメ!

農地を農地以外のものにしようとする場合は、面積の大小にかかわらず、事前に農地法第4条または農地法第5条の規定による農地転用許可が必要です。

- 住宅を建てる
- 農業用施設を建てる(条件により届出のみの場合があります)
- 資材置場や建設残土捨て場にする
- 樹木を植林する
- 太陽光発電設備を設置する など



一度農地以外のものにされると元に戻すことは極めて難しいことから、転用は計画的な土地利 用のもとに適切に行われる必要があります。具体的な転用目的の無い投機目的、資産保有目的で の農地の取得は認められていません。

違反転用は、法令により、元の状態に戻さなければならなくなる場合もありますのでご注意く ださい。

※ 農地を埋め立てや掘り下げをする場合も農業委員会へ届出する必要があります。



相続等により、農地法の許可を受けることなく農地等の権利を取得した場合には、農地のある 農業委員会への届出が必要です。

- 届出が必要なのは相続(遺産分割及び包括遺贈を含む)、法人の合併・分割、時効等により農地等を取得した場合です。
- 権利の取得を知った日から 10 ヶ月以内に届出を行ってください。
- ※ 届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合には、10万円以下の過料に処せられます。なお、この届出によって権利取得の効力を発生させるものではありません。

平成27年度 農地賃 借料情報 (10アール当り)

現況の地目	区	分	平均賃借料	現況の地目	区	分	平均賃借料
田	整備地区	(優良農地)	10,000円	иш	整備地区	(優良農地)	10,000円
	未整備地区	区(普通農地)	9,000円	畑	未整備地区	区(普通農地)	9,000円

- ※標準小作料制度は、農地法改正により、10アール当たり平均賃借料の情報として提供します。
- ※この農地平均賃借料は、平成26年度における平均で、田は水稲,畑はキビ・さつまいもを基準として定めています。(消費税は非課税です。)
- ※田畑の位置や広さ、道路条件等を考慮し、貸し手・借り手双方話し合いの上お決めください。
- ※南種子町標準作業料金検討会への諮問の上で、南種子町農業委員会において、決定しています。

貸したい方」「借りたい方」を応援します。



鹿児島県地域振興公社 (農地中間管理機構)

- 農地を借受ける。(農地中間管理権)
- 担い手(個人経営・法人経営・集落営農など)が、まと まりのある形で農地を利用できるよう配慮して貸し付ける。
- 貸し付けるまでの間、農地として管理する。
- 借受け先が確実な場合、簡易な条件整備を実施する。



農地中間管理事業とは

「農地中間管理機構」を通じて、農地の賃貸をおこない、農地の集積・集約化、農業経営の規模拡大、 新規参入等による農用地等の効率的利用を促進し、農業の生産性の向上を図る事業です。

※ 公社に農地を貸した地域・農家の人には「機構集積協力金」が交付されます。地域集積協力金・耕作者 集積協力金がありますが、交付単価や交付要件などそれぞれ異なります。交付要件を満たした人でなけれ ば協力金は交付することができませんので必ずご確認ください。

相談窓口は、役場総合農政課・農業委員会

農地を耕作目的で売買・貸借するには

農地を耕作目的のために所有権移転(売買・贈与・交換など)、または貸し 借りをする場合は、農地法第3条の規定による許可が必要です。(所有権移 転の登記の際には、この許可書が必要となります)



- ●今までなんとか耕作してきたけど、後継者もいないので処分したい。
- ●経営規模を拡大したい!近くの農地を借りられたらいいな…。
- ●農地を相続したんだけど、自分では耕作できないし…誰か借りる人はいないか? このような場合には、農業委員会またはお近くの農業委員へお気軽にご相談ください!

流動化奨励金を活用しましょう。

【対象者】

利用権を設定した方(貸し手農家)

【要件・内容】

利用権の設定を受ける認定農家・担い手農家、又は農業生産法人に対して、 経営基盤強化促進事業により利用権を認定した貸し手に対し、「農地流動化 奨励金」(5,000 円 /10a あたり)の交付を行い、農地の流動化を促進します。

※注意事項

- ・貸付期間中に契約解除をするときは、事前に農業委員会へ申し出てください。
- ・農業者年金(経営移譲年金)の受給者は、後継者に経営移譲した農地を貸すと、経営移譲年金 が支給停止となる場合もありますので事前に農業委員会までご相談ください。



農業者だけの公的年金制度

老後の安心 [農業者年金]

農業者年金は、農業者がより安定した老後を過ごすことができるよう国民年金に上乗せする公的年金です。次の3つの要件を満たす農業者なら、どなたでも加入できます。

加入条件

- ○20歳以上60歳未満の方
- ○国民年金第1号被保険者 (保険料免除者を除く)
- ○年間60日以上農業に従事する方

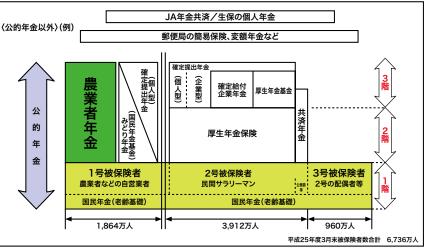
農業者年金の特徴とメリット

- ①終身年金で80歳までの保証付き
- ③保険料額の自由設定・途中変更が可能
- ⑤積立方式の確定拠出型年金
- ②加入も脱退も自由
- ④税制面での優遇措置
- ⑥政策支援加入なら保険料の国庫補助あり



元気の出る歌謡ショー

農業者と年金(主なもの)



農業者年金受給者の皆さんへ(現況届を忘れずに!)

- ■現況届は、毎年5月末日頃に農業者年金基金より直接受給権者に送付されます。
- ■必ず、現況届を農業委員会へ提出してください。

南種子町農業者年金友の会 第33回通常総会を開催

平成27年5月19日町福祉センターにおいて、町農業者年金友の会第33回通常総会を開催しま した。

総会では、戸石会長のあいさつのあと、名越町長より、 町政の状況・施政報告を受け、これからの農業情勢につい ては、「本町の場合、第1次産業である農業は基幹産業であり、 これを大事にしたい」と決意を述べられまた、農業者年金 受給組織におきましては、受給者の高齢化にふれ「加入率 を高めることが一番大事である」と祝辞を述べられました。

総会終了後、親善研修会・元気の出る歌謡ショーが開催 されました。

南種子町農業者年金友の会(平成 27 年 4 月現在) 会員数 2 4 0 人



~ 農業委員の資質向上 ~

平成27年9月に姶良市農業委員会へ農業委員及び農地相談員等13名が訪問し、非農地等の取り組みについて意見交換を行いました。先進地の活動事例や習得した情報を活かして、本町の農業発展のために取り組んでいきます。



(姶良市農業委員会視察)



(鹿児島県大隅加工技術研究センター)

農の雇用事業 研修状況



【研修生】 **矢島 樹里**(30歳) (長谷野集落) 【受入農家】 鮫島農園 鮫島春香 (長谷野集落)

【研修期間】

平成27年6月1日~平成29年5月31日【研修内容】

茶(緑茶・紅茶)・さとうきび・安納いも

種子島は、とても暖かく気に入っています。 研修を通じて、無農薬栽培に取り組みたい と語ってくれました。



【研修生】 **関 洋一**(35歳) (管原集落) 【受入農家】 南種子衛生 研修責任者 牛野昭二郎 (牛野集落)

【研修期間】

平成27年11月1日~平成28年10月31日 【研修内容】

安納いも·茶·スナップエンドウ· レザーリーフファン

特に安納芋栽培が魅力的と感じており、美味しい安納いもを未来の子供達へ届けたいと語ってくださいました。

ブリュ つって 一部介 では、 南種子町内の頑張る農家の皆さんを紹介します!

(普通作物・露地野菜) 浦門 俊伸(認定農業者)(38歳) 仲西集落 久美子



経営内容

水稲 4ha、WCS 4 h a 、でん粉用甘藷 50 a 、キヌサヤ 15 a 、 青果用甘藷 1 h a 、南瓜 50 a。

平成 22 年度より本格的農業へ転換、水稲、WCS及び青果用甘藷を主軸とした複合経営を行っている。今後は、経営規模の現状を維持しつつ、早期準備・適期準備・管理作業に従事し、各作物の収量増と良品質作物の出荷を目指す。また、経営内容の把握と分析に伴う経費の省力化に取り組み、安定した農業経営の展開を目指したい。

TPP等厳しい状況の中、攻めの農業を目指すと、意気込みを話してくれました。

青(年(就(農)給(什(金



(経営開始型):農業経営を開始してから間もない就農

者に対し給付金を給付し、就農への 定着と経営の発展を支援します。

【給付額】150万円/年(最長5年間) ※詳しくは役場総合農政課に問い合わせください。

大輔(39歳)赤石集落 吉田

経営内容: スナップエンドウ

標:耕作地を大切にし、安心安全な作物作り・

減農薬栽培に取り組み、良質な作物の出荷

を目指す。

本町において、平成27年度新規1名、継続6名の方が給付金の給付を受けました。

おしらせ

選挙人名簿登載申請書 の提出について

これまで農業委員会の委員は選挙等に より選出されていましたが、平成27年 9月4日に農業委員会等に関する法律が 改正され、市町村長による選任で選ばれ ることになりました。

これにより、今後は、農業委員会の委 員の選挙は行わないことになり、あわせ て、毎年行っていた農業委員会委員選挙 人名簿の調整も行いません。



平成 15 年 7 月から女性農業委員とし て、活躍されています。

女性ならではの感性や想い、そして生 活者としての豊富な経験が、農地対策だ けでなく、食育や農家相談といった地域 振興の取り組みにも反映されています。







購読のご案内

全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委 員会系統組織が発行する農業総合専門紙です。「週刊」 の時間を生かし、情報がわかりやすいよう解説的にま とめています。また、多くの読者の皆様に満足して頂 けるよう、家族全員が楽しめる記事も充実しています。 ぜひ、ご購読ください。

なお、お支払いにつきましては JA の口座引落が便 利です。お申込みは農業委員会事務局まで。

毎週金曜日発行 B3版8~10頁建 購読料 月700円[送料、税込み]